

志摩市「広報しま」広告取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、志摩市広告掲載要綱(平成 18 年志摩市告示第 94 号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、市が発行する「広報しま」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 2 条 「広報しま」に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱第 3 条及び志摩市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置)

第 3 条 広告を掲載する位置は、毎月 1 日に発行される「広報しま」のページの市長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載は、1 か月を 1 単位とし、最長 12 単位(12 か月)とする。ただし、年度を超えることはできない。

(規格及び掲載料)

第 5 条 規格及び掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載部分	規格	掲載料
ページ 1 段 2 分の 1 相当	縦 50 mm×横 88 mm 2 色刷り	1 単位 10,000 円
ページ 1 段 2 分の 1 相当	縦 50 mm×横 88 mm カラー(4 色)刷り	1 単位 15,000 円
1 ページ 2 分の 1 相当	縦 130mm×横 175mm 2 色刷り	1 単位 40,000 円
1 ページ 2 分の 1 相当	縦 130mm×横 175mm カラー(4 色刷り)	1 単位 60,000 円
1 ページ相当	縦 250mm×横 175mm 2 色刷り	1 単位 80,000 円
1 ページ相当	縦 250mm×横 175mm カラー(4 色)刷り	1 単位 100,000 円

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

3 前 2 項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、市長は掲載料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体又はこれらに類する団体

(2) その他市長が特に必要があると認める者

(広告掲載希望者の募集)

第 6 条 広告掲載希望者の募集は、「広報しま」及び志摩市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の決定)

第 7 条 市長は第 2 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、掲載希望単位が多い者を優先する。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第 8 条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第 9 条 広告主は、1 単位ごとに広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、原則として変更しようとする月の前月 5 日までに広告原稿を提出し、市長の承認を得るものとする。

3 市長は、広告内容等が法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

但し、第 5 条の規格のカラー（4 色刷り）については平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。